

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年8月

高 山 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 高山村は群馬県の北西部に位置し、米、こんにゃく、タバコ、養蚕、畜産を主体とする農業生産を展開してきたが、近年の農作物価格の低迷により経営体系は大きく変化し、一部の農家で施設園芸等の導入が盛んとなっている。今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、附加価値化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。
また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
- 2 高山村の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層の兼業の深化や農業者の高齢化・後継者不足によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。
村は、新たな担い手を確保するため、農業に関心を寄せる女性やリタイヤした会社員等を積極的に支援し、農福連携による障がい者雇用対策も織り交ぜながら、地域政策を総合的に展開していく。また、近年、ライフスタイルの変化や国の政策支援もあり、農業に魅力を感じる若者等が増加していることから、その受け皿となるべく、新規就農者を積極的に受け入れる体制づくりを推進していく。
- 3 村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
具体的な経営の目標は、村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね350万円程度、1経営体当たり概ね550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,750時間～1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 村は、将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。
まず、村は、あがつま農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、高山村農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、群馬県吾妻農業事務所（以下、「農業事務所」という。）等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、高山村農業振興協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進し、また、近年増加しつつある有機農業に取り組む農業者と、村の各関係機関などととも地域ぐるみで試行的な取組を行う高山村有機農業産地づくり推進協議会を設置し、新規参入者の受入れや、生産、流通・販売、消費に係る一体的な取組を進める有機農業実施計画を策定し、有機農業の取組を促進する。
更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
また、農地の流動化に関しては、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）を中心にこのような土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。
水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あがつま農協農作業受委託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。
また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品

種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

更に、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 村は、高山村農業振興協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、スマート農業等先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

村の新規就農者は、令和元年に2人であり、過去10年間をみても、若干名増えつつある状況となっているが、従来からの基幹作物を中心とした農業形態から有機農法や施設、露地花卉等に転換しつつある。しかし、コンニャクや枝豆、サツマイモ等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標年間170人を踏まえ、村においては、中心的な担い手として位置づけている認定農業者の認定数を維持しつつ新たな育成確保を図り、年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

村及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり1,750時間～1,900時間程度）の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

また、青年等が目標とすべき1経営体あたりの年間農業所得は概ね350万円とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

村全域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入体制を進め、他産業の有識者や農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
コンニャク 専作	〈作付面積等〉 コンニャク 400a 緑肥 100a 〈経営面積〉 500a うち 200a は借入地	〈資本装備〉 (大型機械化一貫体型) ・トラクター (80PS) ・トラクター (30PS) ・ブームスプレー(1000ℓ) ・プラソイラー ・土壌消毒機(マルチ同時) ・高速掘取機 ・管理機(7PS) ・値付機 生子 親玉 ・フォークリフト(1.8t) ・拾い上げ機 ・動力噴霧器(50ℓ/分) ・生子選別機 親玉計り ・マルチ巻取り機 ・暖房機 ・トラック(2t) ・軽トラック ・農作業場(80㎡) ・貯蔵庫 ・ロータリー2.2m 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作及び有機質の投入による土作りに努める。 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家(枝豆等)との交換耕作による土壌消毒剤の軽減	・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・主たる従業者 2人 ・臨時雇用 23日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結
コンニャク + 枝豆	〈作付面積等〉 コンニャク 280a 枝豆 100a 〈経営面積〉 380a うち 280a は借入地	〈資本装備〉 ・トラクター (50PS) ・トラクター (30PS) ・自走式ブームスプレー ・ロータリー 2.0m ・プラソイラー ・値付機 親玉 ・拾い上げ機 ・動力噴霧器(50ℓ/分) ・トラック(2t・軽) ・土壌消毒機(マルチ同時) ・掘取機 ・管理機(7PS) ・生子選別機 親玉計り ・マルチ巻取り機	・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を	・主たる従業者 2人 ・臨時雇用 260日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結

		<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト(1.8t) ・暖房機 ・保冷库 ・農作業場(80㎡) ・貯蔵庫(112㎡) ・格納庫(50㎡) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害を回避するため、輪作と麦の間作及び有機質の投入による土作りに努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 	<p>図る</p>	
<p>施設 花卉 + 露地 花卉</p>	<p>〈作付面積等〉 花卉 80a うち施設 10a 露地 60a</p> <p>〈経営面積〉 80a 借地なし</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス(1,000㎡) ・パイプハウス(親株用) 100㎡ ・農作業場(100㎡) ・トラクター(20PS) ・ロータリー(1.5m) ・動力噴霧機(300ℓ/分) ・温風暖房機(1000㎡用×4台) ・結束機 ・保冷库(2坪) ・選花機 ・電照装置一式 ・トラック(2t) ・軽トラック ・重油タンク・防油堤(1.8k) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取り組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者2人 ・臨時雇用 54日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結
<p>果樹 + 露地 野菜</p>	<p>〈作付面積等〉 ブドウ 40a キュウリ 20a トウモロコシ 50a サツマイモ 50a</p> <p>〈経営面積〉 160a うち60aは借入地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(20PS) ・ロータリー 1.5m ・スピートスプレイヤ 500ℓ ・乗用草刈り機(16PS) ・動力噴霧器(500ℓ/分) ・ライムソウ ・畝立てマルチャー ・つる切り機 ・掘取機 ・管理機(7PS) ・研磨洗浄機 ・マニュアルスプレッター(800kg) ・マルチャー(1.8m) ・格納庫(50㎡) ・ブドウ棚 ・雨よけハウス ・農作業場兼直売所(100㎡) ・トラック(2t) ・軽トラック 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取り組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者2人 ・臨時雇用 92日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結

<p>露地野菜 枝豆 + サツマイモ + 薬草</p>	<p>〈作付面積等〉 エダマメ 120a サツマイモ 50a 薬草 60a 〈経営面積〉 230a うち 150a は借入地</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(50PS) ・ロータリー 2.0m ・プラウ 2連 ・プロトキスター(500ℓ) ・マルチャー ・脱莢機 ・洗浄機 ・脱水機 ・選別機 ・動力噴霧器(50ℓ /分) ・掘取機 ・管理機(7PS) ・フォークリフト(1.8t) ・エアスプレッダー(2t) ・畝立てマルチャー ・研磨洗浄機 ・つる切り機 ・保冷库(1.5 坪) ・パイプハウス ・トラック(2t) ・軽トラック ・農作業場(150 m²) ・格納庫(50 m²) 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める</p>	<p>・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p>	<p>・主たる従業者 2 人 ・臨時雇用 53 日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結</p>
<p>露地野菜 ナス + その他野菜 + 薬草</p>	<p>〈作付面積等〉 ナス 20a ホウレンソウ 50a 薬草 60a 〈経営面積〉 130a うち 50a は借入地</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) ・動力噴霧器(50ℓ /分) ・ロータリー 1.8m ・自走式マルチャー ・ガーデンローター 200m ・ライムソー 2.4m ・管理機(7PS) ・播種機 4 条 ・倉庫・格納庫(100 m²) ・軽トラック ・農作業場(100 m²) 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める</p>	<p>・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p>	<p>・主たる従業者 2 人 ・臨時雇用 34 日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結</p>
<p>露地野菜 ズッキーニ + その他野菜 + 薬草</p>	<p>〈作付面積等〉 ズッキーニ 100a サツマイモ 70a 薬草 70a 〈経営面積〉 240a うち 160a は借入地</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) ・動力噴霧器(50ℓ /分) ・ロータリー 1.8m ・マルチャー ・ライムソー 2m ・サブソイラー(2 本爪) ・畝立てマルチャー ・つる切り機 ・掘取り機</p>	<p>・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・主たる従業者 2 人 ・臨時雇用 116 日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・研磨洗浄機 ・格納庫(100 m²) ・軽トラック ・パイプハウス(100 m²) ・農作業場(100 m²) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	保 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結
酪農専作	<p>〈経営規模等〉</p> <p>経産牛 46頭 子牛育成牛 販売収入 26頭 (経産牛1頭あたり乳量 9,500 kg) その他収入 12頭</p> <p>〈飼料作物〉 飼料用 トウモロコシ 5ha うち 200a は借入地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎、附属施設 ・トラクター、ロータリー(50.80ps) ・飼料作物収穫作業機械 ・飼料作物栽培作業機械 ・バキュームカー(6Kϕ) ・ホイルローダー(0.16m) ・トラック(2t) ・サイロ ・堆肥舎 ・搾乳施設 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型経営で飼料作物生産の機械協同組合方式の導入 ・受精卵移植技術による高能力確保と計画的肉畜生産(F1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取り組む ・青色申告の実施 ・牛群検定の活用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者2人 ・臨時雇用 36日 ・ヘルパー導入により休日の確保 ・家族経営協定の締結
養豚専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>繁殖雌豚(LW) 100頭 肥育豚 400頭 種雄豚(D) 12頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母豚舎 ・種豚舎(種雄、交配) ・分娩舎 ・繁殖舎 ・肥育舎 ・育成舎 ・離乳・子豚舎 ・堆肥化施設 ・尿処理施設 ・バキューム ・ホイルローダー ・自動給餌器 ・ダンプ(2t) ・軽トラック <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥豚舎は開放式 ・自動飼料給与システム ・糞は完全堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川へ放流 ・年間分娩回数 2.3回 ・離乳頭数 9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・枝肉重量 75.2 kg ・年間1母豚あたりの出 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取り組む ・青色申告の実施 ・繁殖及び肥育成績管理 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者2人 ・臨時雇用 98日 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・家族経営協定の締結

		荷頭数 21.2 頭 ・上物率 60%以上		
採卵鶏 専作	〈作付面積等〉 飼養羽数 135,000羽	〈資本装備〉 ・配飼機 ・除糞機(500kg) ・ケージ(2t) ・集卵コンベアー(350kg) ・エッグクーラー ・成鶏舎 ・採卵収納庫 ・倉庫 ・鶏糞乾燥施設 ・車庫 ・高圧洗浄機 ・ショベルローダ ・ダンプ(3t) ・トラック(2t) ・軽トラック	・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・鶏卵成績管理 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・基幹労力 9人 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
ブロイラー 専作	〈作付面積等〉 飼養羽数 40,000羽	〈資本装備〉 ・鶏舎内機械一式 ・給水施設 ・換気装置 ・自動給餌機 ・自動給水機 ・動力噴霧機 2台 ・石灰噴霧機 ・ホイルローダー ・除糞機(350kg) ・スチームクリーナー(25 馬力/min) ・ストッカー ・トラック(2t) ・軽トラック	・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・主たる従業者 2人 ・定期的な休日の確保
椎茸 専作	〈作付面積等〉 栽培本数 30,000本	〈資本装備〉 ・ミキサー(菌床づくり) ・詰め機(菌床づくり) ・フォークリフト 1.5t ・暖房機(灯油) 1台 ・暖房機(重油) 1台 ・滅菌窯 ・接種機 ・予冷庫 ・トラック(1t) ・軽トラック ・パイプハウス 6棟 ・鉄骨ハウス 1棟 ・仕込棟 ・出荷調整棟 ・重油タンク、防油堤(1.8k) 〈その他〉 ・原木購入おが菌、成型駒使用で当年発生標準ほだ木(径 9.5cm×90cm)	・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の積極的に取組む ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・主たる従業者 2人 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

--	--	--	--	--

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて、農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に高山村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、高山村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
コンニャク専作	〈作付面積等〉 コンニャク 250a 緑肥 50a 〈経営面積〉 300a すべて借地	〈資本装備〉 ・トラクター (30PS) ・フォークリフト(1.5t) ・動力噴霧器(50ℓ /分) ・管理機(7PS) ・植付機 ・堀取機 ・ロータリー(1.8m) ・プラソイラー ・マルチ巻取り機 ・土壌消毒機 ・暖房機 ・農作業場(40㎡) ・貯蔵庫(100㎡) ・トラック(1t) ・軽トラック 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作及び有機質の投入による土作りに努める。 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家(枝豆等)との交換耕作による土壌消毒剤の削減	・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・主たる従業者1人 ・臨時雇用 40日(植付・収穫時) ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結
施設花卉	〈作付面積等〉 花卉 50a	〈資本装備〉 ・トラクター(20PS) ・ロータリー(1.5m)	・雇用労働力の安定確保	・主たる従業者2人

<p>十 露地花卉</p>	<p>〈経営面積〉 すべて借地 50a</p>	<p>・パイプハウス (1,000 m²) ・農作業場 (50 m²) ・保冷库 (2 坪) ・結束機 ・動力噴霧機 (30ℓ /分) ・暖房機 (1000 m²×4 台) ・選花機 (3000 本/時) ・電照装置 一式 ・軽トラック ・重油タンク・防油堤 (1.8K)</p>	<p>・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p>	<p>・臨時雇用 4日 (植付・収穫時) ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結</p>
<p>果樹専作</p>	<p>〈作付面積等〉 リンゴ 30a ブドウ 20a ブルーベリー 20a 〈経営面積〉 すべて借地 70a</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター (20PS) ・スピードスプレー (500ℓ_{リットル}) ・乗用草刈機 (16PS) ・保冷库 (2 坪) ・軽トラック ・ロータリー (1.5m) ・ブドウ棚 ・雨除けハウス ・農作業兼直売所 (50 m²) ・トレリス</p>	<p>・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p>	<p>・主たる従業者 1 人 ・臨時雇用 7 1日 (植付・収穫時) ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結</p>
<p>露地野菜 枝豆 + その他野菜 + 薬草</p>	<p>〈作付面積等〉 枝豆 60a サツマイモ 30a 薬草 30a 〈経営面積〉 すべて借入地 120a</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター (30PS) ・ロータリー (2.0m) ・プラウ (2 連) ・マルチャー ・動力噴霧器 (50ℓ /分) ・掘取機 ・管理機 (7PS) ・洗浄機 ・脱水機 ・選別機 ・保冷库 (1.5 坪) ・畝立てマルチャー</p>	<p>・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</p>	<p>・主たる従業者 1 人 ・臨時雇用 2 6日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・つる切り機 ・パイプハウス(100㎡) ・軽トラック ・出荷調整室 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	締結
露地野菜 ナス + その他野菜 + 薬草	〈作付面積等〉 ナス 15a ハウレンソウ 20a 薬草 30a 〈経営面積〉 65a すべて借入地	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) ・ロータリー(1.8m) ・自走式マルチャー ・動力噴霧器(50ℓ/分) ・ガーデンローター(200m) ・播種機(4条) ・管理機(7PS) ・軽トラック ・出荷調整室 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者1人 ・臨時雇用 53日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結
露地野菜 ズッキーニ + その他野菜 + 薬草	〈作付面積等〉 ズッキーニ 50a サツマイモ 30a 薬草 50a 〈経営面積〉 130a すべて借入地	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) ・ロータリー(1.8m) ・動力噴霧器(50ℓ/分) ・畝立てマルチャー ・掘取機 ・つる切り機 ・パイプハウス(100㎡) ・軽トラック ・出荷調整室 〈その他〉 ・連作障害を回避するため、輪作と有機質の投入による土作りに努める	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従業者 1人 ・臨時雇用 75日 ・定期的な休日の確保 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結

			数の延長による機械コストの低減を図る	
--	--	--	--------------------	--

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の特産品であるコンニャクや枝豆、サツマイモなどの農産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、群馬県農業会議、農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ペルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて高山村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、高山村が主体となって、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して高山村農業振興協議会、高山村有機農業産地づくり推進協議会を設置し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的

な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 群馬県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、高山村農業振興協議会、高山村有機農業産地づくり推進協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び群馬県農業会議へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び群馬県農業会議等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう群馬県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
47%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営（特定農業団体又は集落営農組織）又は認定新規就農者による、地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

村は、土地区画整理が済んだ農地において、水稲及びコンニャクを主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

① 村は、農用地等の出し手の掘り起こし活動（高齢化によるものを含む）を行い、掘り起こされた農用地等を認定農業者を始めとした、継続的に農地を利用する中小規模の経営体や、今後農業を担う者や新規就農者となることが見込まれる者などに対し、農用地等の権利移動の円滑化等を図るため地域計画に基づいて利用権の設定等を積極的に行う。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

村は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、高山村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるコンニャク、枝豆の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置すること。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

村は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものと

する。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。
- ② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、高山村農業振興協議会との連携を図りつつ、これ

らの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成 6 年 12 月 19 日から施行する。

2 この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

3 この基本構想は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

4 この基本構想は、平成 22 年 5 月 12 日から施行する。

5 この基本構想は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

6 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

7 この基本構想は、平成 28 年 12 月 28 日から施行する。

8 この基本構想は、令和 3 年 10 月 14 日から施行する。

9 この基本構想は、令和 5 年 8 月 21 日から施行する。

この施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

目標・指標設定の根拠資料

1. 労働時間

他産業の労働時間は過去数年間ほぼ安定的に推移している。目標労働時間を試算するにあたっては、突発的な景気の影響を小さくするため、単年で減少したものをそのまま反映させず過去の平均値により試算し、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、県の考え方を参考に同様とした。

【試算1 群馬県の平均労働時間】

〈H29年〉	148.5時間	}	資料1
〈H30年〉	148.8時間		
〈R01年〉	144.8時間		

◎過去3か年の平均

$$(148.5 + 148.8 + 144.8) \div 3 = 147.4 \text{ 時間}$$

◎年間労働時間

$$147.4 \text{ 時間} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,768.8 \text{ 時間}$$

〈試算〉

地域の実情に応じ、一定の幅を持たせて設定する。

1月～3月までの労働時間	(90日×1時間=	90時間)	※冬期間
4月～9月	"	(183日×8時間=1464時間)	※農繁期
10月～12月	"	(92日×4時間=368時間)	※その他

合計=1922時間 ※高山村の実情

上記、群馬県の平均値と本村の実情を勘案した結果、**1750時間～1900時間**とする。

2. 所得水準

《主たる従事者1人当たり》 **現行 300万円 → 見直し案 350万円**

(1) 当村の他産業従事者1人当たり年間所得相当額

【試算1 勤労者世帯平均収入による試算】 (県庁所在地：前橋市)

〈H29年〉	345,572円 (1か月間の勤労者世帯の世帯主収入 [前橋市]) × 12月 = 4,146,864円	}	資料2
〈H30年〉	374,694円 (1か月間の勤労者世帯の世帯主収入 [前橋市]) × 12月 = 4,496,328円		
〈R01年〉	334,915円 (1か月間の勤労者世帯の世帯主収入 [前橋市]) × 12月 = 4,018,980円		

◎過去3か年の平均

$$(4,146,864 \text{ 円} + 4,496,328 \text{ 円} + 4,018,980 \text{ 円}) \div 3 \text{ 年} = 4,220,724 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$$

◆ 1か月間の勤労者世帯の世帯主収入

- ・家計調査年報（総務省）を活用（毎年6月に公表）
- ・前橋市の約100世帯を抽出調査（調査年により変わる）
- ・「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。
- ・「世帯主収入」とは、定期収入、臨時収入、賞与等の合計額をいう。

・前橋市1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)		}	資料3
平成27年	3,169千円		
平成28年	3,213千円		
平成29年	3,311千円		
平均	3,231千円……②		
・高山村の1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)			
平成27年	2,485千円		
平成28年	2,510千円		
平成29年	2,751千円		
平均	2,582千円……③		

・村の他産業に従事する勤労者年間所得 (当村1人当たりの村民所得から推計)

前橋市における 世帯主年間所得	×	村民所得 2,582千円③ 前橋市所得 3,231千円②	÷	3,372千円(1)
4,220千円①				

【試算2 勤労者生涯所得による試算】(群馬県)

◆生涯給与等

- ・賃金構造基本統計調査確報(厚労省)を活用(毎年2月に公表)
- ・5人以上の常用労働者を雇用する民間事業所を抽出調査
(R01は全国で78,482を抽出)

・年間給与額

<H29年>

(月所定内給与311.2千円×12月) + 賞与額等980.6千円 = 4,715.0千円

<H30年>

(月所定内給与311.8千円×12月) + 賞与額等973.5千円 = 4,715.1千円

<R01年>

(月所定内給与313.1千円×12月) + 賞与額等997.2千円 = 4,754.4千円

資料4

◎過去3か年の平均

(4,715.0千円 + 4,715.1千円 + 4,754.4千円) ÷ 3年 = 4,728千円

- ・生涯給与額 = 年間給与額4,728千円 × 40年 = 189,120千円・・・④
- ・群馬県の企業規模計(10人以上)の男性の平均額で計算
- ・勤労する期間は40年間と想定

◆退職金

- ・平成30年就労条件総合調査(厚労省)を活用(毎年3月に公表)
- ・調査年によって調査項目が異なる。(退職金に関する調査は5年ごと)
- ・常用雇用者30人以上の民営企業のうち全国で6370起業を抽出調査
- ・全国の企業規模計(30人以上)、大学卒、勤続35年以上の1人平均退職金給付額
21,730千円・・・⑤

資料5

- ・群馬県における勤労者生涯所得 ④ + ⑤ = 210,850千円・・・⑥

- ・群馬県1人当たりの県民所得 (市町村民経済計算結果より)

平成27年 3,145千円

平成28年 3,159千円

平成29年 3,325千円

平均 3,209千円・・・⑦

資料3

- ・高山村の1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)

過去3年間の平均 2,582千円・・・③

- ・村の他産業に従事する勤労者生涯所得(当村1人当たりの村民所得から推計)

$$\left[\begin{array}{l} \text{群馬県における} \\ \text{勤労者生涯所得} \end{array} \times \frac{\text{村民所得 } 2,582 \text{ 千円} \textcircled{3}}{\text{県民所得 } 3,209 \text{ 千円} \textcircled{7}} \right] \div 210,850 \text{ 千円} \textcircled{6} = 169,652 \text{ 千円}$$

勤労者生涯所得	他産業の従事年数		
169,652千円	÷	40年	= 4,241千円(2)

- (2) 当村の主たる従事者1人当たりの目標所得水準

上記(1)3,372千円～(2)4,241千円の結果から、令和7年の所得目標を本村の実情を勘案し、概ね350万円とする。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の主たる従事者1人当たりの目標所得水準

農業経営開始から、5年後には農業経営が成立つ年間農業所得として、上記(3)の7割程度の農業所得、県の考え方を参考にした結果、概ね250万円とする。

《1 経営体当たり》 現行 500万円 → 見直し案 550万円

(1) 当村の他産業世帯並の年間所得額

【試算 1 勤労者世帯平均収入による試算】

◆ 1 世帯の年間所得

- ・家計調査年報（総務省）を活用（毎年6月に公表）
- ・勤労者世帯の月実収入 [前橋市]

<H29年> 434,368円 × 12月 = 5,212,416円
 <H30年> 472,371円 × 12月 = 5,668,452円
 <R01年> 419,857円 × 12月 = 5,038,284円

◎過去3か年の平均

$$(5,212,416円 + 5,668,452円 + 5,038,284円) \div 3年 = 5,306,384円 (A)$$

◆ 就業（有業）人員で比較

- ・販売農家の農業従事者数 [群馬県] 61,591 ÷ 販売農家数 [群馬県] 25,520 } 資料7
 = 2.41人 (B) (2015年農林業センサス)

- ・勤労者世帯における平均有業人員 [前橋市] (家計調査年報)

<H29年> 1.56人
 <H30年> 1.63人 資料6
 <R01年> 1.52人

◎過去3か年の平均

$$(1.56人 + 1.63人 + 1.52人) \div 3年 = 1.57人 (C)$$

◆ 世帯員数で比較

- ・販売農家の世帯員数 [群馬県] 90,355 ÷ 販売農家数 [群馬県] 25,520 } 資料7
 = 3.54人 (D) (2015年農林業センサス)

- ・勤労者世帯における平均世帯員数 [前橋市] (家計調査年報)

<H29年> 2.83人
 <H30年> 2.71人 } 資料6
 <R01年> 2.29人

◎過去3か年の平均

$$(2.83人 + 2.71人 + 2.29人) \div 3年 = 2.61人 (E)$$

- ・前橋市1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)

過去3年間の平均 3,231千円・・・②

- ・高山村の1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)

過去3年間の平均 2,582千円・・・③

ア 就業（有業）人員との比較で見た場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{年間所得} \\ 5,306千円 \\ (A) \end{array} \times \frac{\text{主業農家の基幹的従事者 2.41人 (B)}}{1 \text{世帯当たりの有業人員数 1.57人 (C)}} \right] \div \text{前橋市1人当たりの所得 3,231千円 (②)} = 8,144千円$$

$$8,144千円 \times \frac{2,582千円③}{3,231千円②} = 6,508千円$$

イ 世帯員数との比較で見た場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{年間所得} \\ 5,306千円 \\ (A) \end{array} \times \frac{1 \text{農家の世帯員数 3.54人 (D)}}{1 \text{世帯当たりの世帯人員 2.61人 (E)}} \right] \div \text{前橋市1人当たりの所得 3,231千円 (②)} = 7,196千円$$

$$7,196千円 \times \frac{2,582千円③}{3,231千円②} = 5,750千円$$

【試算 2 勤労者生涯所得と短時間労働者年間給与等による試算】

◆主たる従事者（一般労働者）の年間所得：5,471万円（1試算2から）
 $189,120 \text{ 千円} \textcircled{4} + 21,730 \text{ 千円} \textcircled{5} = 210,850 \text{ 千円} \div 40 \text{ 年} = 5,271 \text{ 千円} \text{ (F)}$

◆主たる従事者以外（短時間労働者）の年間給与等

- ・賃金構造基本統計調査確報（厚労省）の「群馬県産業計」を活用
- ・群馬県の企業規模計（10人以上）の男女の平均額で試算
- ・年間給与額＝時所定内給与×日実労働時間数×実労働時間日数×12月＋年間賞与額等

<H29年>

$1,054 \text{ 円} \times 5.2 \text{ 時間} \times 16.8 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} + 46.4 \text{ 千円} = 1,151.3 \text{ 千円}$

<H30年>

$1,044 \text{ 円} \times 5.4 \text{ 時間} \times 15.8 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} + 34.7 \text{ 千円} = 1,103.6 \text{ 千円}$

<R01年>

$1,076 \text{ 円} \times 5.4 \text{ 時間} \times 15.6 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} + 42.9 \text{ 千円} = 1,130.6 \text{ 千円}$

資料 8

◎過去3か年の平均

$(1,151.3 \text{ 千円} + 1,103.6 \text{ 千円} + 1,130.6 \text{ 千円}) \div 3 \text{ 年} = 1,128.5 \text{ 千円} \text{ (G)}$

◆主業農家1世帯あたりの主たる従業者以外の人数

- ・販売農家の農業従事者数 [群馬県] 61,591 ÷ 販売農家数 [群馬県] 25,520
 $= \text{主業農家1世帯あたりの農業従事者数} 2.41 \text{ 人} \text{ (B)}$ (2015 農林業センサス)
- ・主業農家1世帯に主たる従事者が1人とし、主たる従事者以外の人数
 $2.41 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = 1.41 \text{ 人} \text{ (H)}$

短時間労働者の年間所得 $1,128.5 \text{ 千円} \times 1.41 = 1,591.1 \text{ 千円} \text{ (I)}$

勤労者と短時間労働者の年間所得計 $5,271 \text{ 千円} \text{ (F)} + 1,591 \text{ 千円} \text{ (I)} = 6,862 \text{ 千円}$
 (群馬県)

- ・群馬県1人当たりの県民所得 (市町村民経済計算結果より)

過去3年間の平均 3,209千円・・・⑦

- ・高山村の1人当たりの所得 (市町村民経済計算結果より)

過去3年間の平均 2,582千円・・・③

- ・村の勤労者と短時間労働者年間所得の計 (当村1人当たりの村民所得から推計)

$6,862 \text{ 千円} \times \frac{2,582 \text{ 千円} \textcircled{3}}{3,209 \text{ 千円} \textcircled{3}} \doteq \underline{\underline{5,521 \text{ 千円}}}$

【試算3 家族農業経営の実態による試算】

- ◆主たる従事者1人あたり所得水準：概ね500万円（J）
 - ◆家族労働者の年間所得
 - ◇家族労働1人あたりの年間所得
 - ・主たる従事者以外の家族労働については「労働時間×1時間あたりの農業所得」で試算
 - ・農業経営統計調査〔全国〕を活用
（毎年1月に公表※主副業別の都道府県別は非公表のため、関東の数値を活用）
- | | | |
|---|---|---------|
| <p><H28年></p> <p>1,854時間×1,475円/h=2,734,650円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業農家における1人あたりの労働時間〔関東〕
自営農業投下時間4,358時間÷年間月平均農業経営関与者数2.35人=1,854時間 ・家族農業労働1時間あたり農業所得〔関東〕=1,475円/h <p><H29年></p> <p>1,841時間×1,390円/h=2,558,990円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業農家における1人あたりの労働時間〔関東〕
自営農業投下時間4,419時間÷年間月平均農業経営関与者数2.40人=1,841時間 ・家族農業労働1時間あたり農業所得〔全国〕=1,390円/h <p><H30年></p> <p>1,782時間×1,428円/h=2,544,696円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業農家における1人あたりの労働時間〔関東〕
自営農業投下時間4,439時間÷年間月平均農業経営関与者数2.49人=1,782時間 ・家族農業労働1時間あたり農業所得〔関東〕=1,428円/h | } | 資料
9 |
|---|---|---------|

◎過去3か年の平均

$$(2,734,650円 + 2,558,990円 + 2,544,696円) \div 3年 = 2,612,779円 (G)$$

◇主たる従事者以外の人数

- ・主業農家1世帯あたりの基幹的農業従事者数〔群馬県〕（2015年農林業センサス）
=2.41人（B）
- ・主業農家1世帯に主たる従事者が1人とし、主たる従事者以外的人数
2.41人 - 1人 = 1.41人（H）

◇家族労働者の年間所得（B）

$$2,612,779円 (I) \times 1.41人 (H) = 3,684,018円 (J)$$

- ・群馬県1人当たりの県民所得（市町村民経済計算結果より）
過去3年間の平均 3,209千円・・・⑦
- ・高山村の1人当たりの所得（市町村民経済計算結果より）
過去3年間の平均 2,582千円・・・③

・村の他産業に従事する勤労者生涯所得

$$8,684千円 ((F) + (J)) \times \frac{2,582千円②}{3,209千円③} \approx 6,987千円$$

(2) 当村の1経営体当たりの目標所得水準

上記(1)及び(2)より、5,521千円～6,987千円の結果から、令和7年の所得目標を本村の実情を勘案し、概ね550万円とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の1経営あたりの目標所得水準

県基本方針の目標数値を参考にした結果、本村も同額の概ね350万円とする。

3. 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

①農用地面積（農業振興地域） 5 1 6 h a

②中心経営体数

③経営規模

④必要農用地

2 1 人

1 1 6 . 7 h a

1 3 6 . 5 h a

なお、水稻については、中山間地特有の手狭な農地で自家消費米がほとんどであり、上記営農類型に含めていないが、田の必要農地面積は大きくこれを維持するためにも、本村の水稻耕作面積 1 0 5 . 0 h a を面積に含めシェアの目標を算出した。今後、集積し水稻専作農家が増えた場合、その都度基本構想を変更していく。

$(136.5\text{ha} + 105.0\text{ha}) \div 516\text{ha}$ (R2年度・農水省の耕地面積調査の数字) $\times 100 = 46.8\%$

・効率的かつ安定的な経営体が占める農用地のシェアは 4 7 % とする。